

# 人事行政の運営等の状況を公表します

地方公務員法第58条の2及び観音寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき、観音寺市の人事行政の運営等の状況をお知らせします。

## 職員の任免及び職員数に関すること

### 1 職員の任免状況

(単位：人、平成17年度中)

区 分	採 用	退 職		
		定 年	勸 奨	自己都合その他
一 般 事 務 職	0	6	6	6
保 健 師	0	0	0	1
栄 養 士	0	0	0	1
保 育 士	0	1	1	1
幼 稚 園 教 諭	2	1	0	1
技 能 労 務 職	0	1	0	1
合 計	2	9	7	11

(注) 合併前の旧市町における採用・退職を含んでいます。

### 2 職員数

#### (1) 部門別職員数の状況

(単位：人、各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数
		平成17年	平成18年	
福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	10	6	-4
	総 務 企 画	102	92	-10
	税 務	32	29	-3
	労 働	0	0	0
	農 林 水 産	37	33	-4
	商 工	11	9	-2
	土 木	36	41	5
	小 計	228	210	-18
福 祉 関 係	民 生	116	114	-2
	衛 生	72	73	1
	小 計	188	187	-1
一 般 行 政 計		416	397	-19
特 別 行 政	教 育	140	135	-5
	消 防	0	0	0
	小 計	140	135	-5
公 営 企 業 等	水 道	30	29	-1
	交 通	0	6	6
	下 水 道	12	12	0
	そ の 他	46	38	-8
	小 計	88	85	-3
総 合 計		644	617	-27

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、常勤の教育長を含み、臨時又は非常勤職員は除いています。

2 平成17年度については、旧観音寺市、旧大野原町、旧豊浜町及び旧香川県五郷山部分林組合の職員の合計です。

#### (2) 年齢別職員構成の状況(一般行政職)

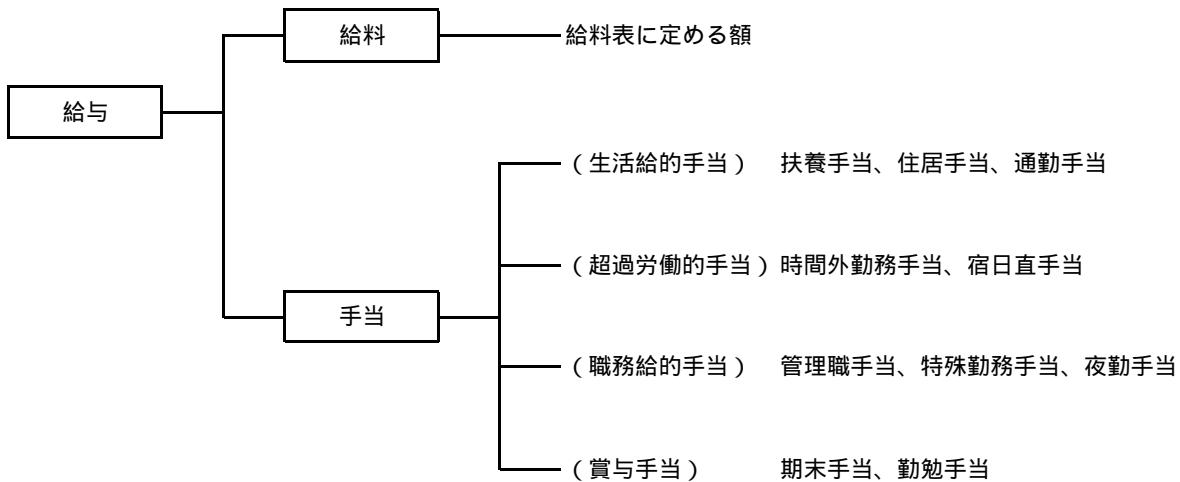
(平成18年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	計
	未 満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	
職 員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	8	15	32	26	23	29	53	74	64	324

(注) 一般行政職とは、税務職、海事職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、福祉職、企業職、技能労務職及び教育職以外の職員です。

## 職員の給与に関すること

### 1 給与体系



### 2 人件費の状況 (普通会計決算)

(平成17年度)

住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B / A)	(参考) 16年度の人件費率
65,971人	13,633,601 千円	2,698,626 千円	19.8%	23.5%

(注) 1 平成17年10月11日(合併)以降、約半年間の決算額です。

2 人件費には、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含んでいます。

### 3 職員給与費の状況 (普通会計予算)

(平成18年度)

職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 (B / A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
531人	2,366,786 千円	238,923 千円	965,337 千円	3,571,046 千円	6,725 千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

### 4 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	47歳 6ヶ月	374,600円	419,277円
技能労務職	49歳 2ヶ月	337,800円	362,755円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### 5 職員の初任給の状況

(平成18年4月1日現在)

区分		旧観音寺市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,200円	182,200円	170,200円	182,200円
	高校卒	138,400円	146,700円	138,400円	146,700円
技能労務職	高校卒	138,400円	146,700円	135,600円	143,900円
	中学卒	138,400円	146,700円	127,700円	134,500円

(注) 2年後の給料は、勤務成績が良好であった場合に受ける給料月額です。

6 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成18年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,500円	325,520円	371,000円
	高校卒	218,500円	282,450円	320,100円
技能労務職	高校卒	円	円	円
	中学卒	183,800円	円	313,800円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

2 「円」は、当該経験年数の職員が在職していないことを表しています。

7 一般行政職の級別職員数の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	標準的職務内容	職員数	構成比
1級	事務員、技術員	3人	0.9%
2級	主事、技師	25人	7.7%
3級	主任	60人	18.5%
4級	主査	89人	27.5%
5級	課長補佐、次長、副主任	99人	30.6%
6級	部長、局長、課長、主幹	48人	14.8%

(注) 1 観音寺市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

観音寺市		国	
1人当たり平均支給額(17年度)			
1,761 千円			
(17年度支給割合)		(17年度支給割合)	
期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分	期末手当 3.0月分	勤勉手当 1.45月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	

(2) 退職手当

(平成18年4月1日現在)

区分	観音寺市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.00月分	27.30月分	21.00月分	27.30月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	(2~20%加算)		(2~20%加算)	
退職時特別昇給	なし		なし	
1人当たり平均支給額	9,558千円	25,127千円	千円	千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## ( 3 ) 特殊勤務手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)		6,110千円	
支給職員1人当たり平均支給額(17年度決算)		41,007円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)		23.5%	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税徴収手当	税務職	1. 外勤して直接市税徴収業務に従事 2. 税の滞納処分	1. 1日につき250円 2. 1件につき200円
感染症防疫手当	看護保健職	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したもの	1日につき2,000円
福祉業務手当	一般行政職	1. 生活保護業務に直接従事したもの 2. 人権推進の事務に従事したもの	1. 1日につき250円 2. 1日につき250円
行旅病死人処理手当	一般行政職	行旅病死人の処理及び死人の収容業務に従事したもの	1人1件につき9,000円
塵芥収集手当	技能労務職	1. 塵芥の収集作業に直接従事したもの 2. 塵芥収集車の運転に従事したもの	1. 1日につき800円 2. 1日につき150円以内
し尿処理手当	技能労務職	し尿の処理作業に直接従事したもの	1日につき800円
犬、猫等死体収集作業手当	技能労務職 一般行政職	直接、犬猫等の死体収集作業に従事したもの	1件につき300円
下水路等清掃手当	技能労務職	1. 下水路等の清掃業務を本務とする職員で直接作業に従事したもの 2. 下水路等の清掃業務に係る車両の運転に従事したもの	1. 1日につき800円 2. 1日につき150円
離島勤務手当	一般行政職 福祉職	離島勤務を本務とする職員で、伊吹島以外に住所を有するもの	1日につき250円
機関長手当	海事職	機関長の職にある職員	乗船1日につき250円
乗船手当	海事職	航路事業職員のうち船舶に乗り組む職員が実際に乗船勤務をしたとき	乗船1日につき400円

(注) 支給実績、平均支給額及び支給職員の割合は、平成17年10月11日(合併)以降、約半年間のものです。

## ( 4 ) 時間外勤務手当

17年度実績	支給実績	78,300千円
	1人当たり平均支給額	178千円

(注) 支給実績及び平均支給額は、平成17年10月11日(合併)以降、約半年間のものです。

## (5) その他の手当

(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給額 (17年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円	同	29,429千円	117,676円
	・配偶者以外の扶養親のうち2人まで 6,000円	同		
	・その他の扶養親族 5,000円	同		
	・16歳年度初めから22歳年度末までの 加算 5,000円	同		
	・配偶者がいない場合の1人目 11,000円	同		
住居手当	・自宅居住者のうち新築・購入後5年を経 過するまでの世帯主 2,500円	同	5,897千円	36,856円
	・借家、借間居住者(最高支給限度額) 27,000円	同		
通勤手当	・交通機関利用者 運賃等相当額	同	9,854千円	23,517円
	・自動車等の使用者 使用距離区分に応じ 支給(片道2km以上)から最高 24,500円	同		
管理職手当	部長職 14%		36,536千円	206,418円
	課長職 12%			
	主幹 10%			
	課長補佐職 9%			

(注) 支給実績及び平均支給額は、平成17年10月11日(合併)以降、約半年間のものです。

## 9 特別職の報酬等の状況

(平成18年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	市 長	947,000円
	助 役	730,000円
	収 入 役	664,000円
報 酬	議 長	539,000円
	副 議 長	465,000円
	議 員	430,000円
期末手当	市 長	3.3月分
	助 役	3.3月分
	収 入 役	3.3月分
	議 長	3.3月分
	副 議 長	3.3月分
	議 員	3.3月分
退職手当	市 長	在職年方式 任期毎に支給
	助 役	
	収 入 役	

## 10 給与改定の状況

改定の項目	改定内容	実施時期
給料表の改定	1.すべての級の給料月額を引下げ(改定率 0.3%) 2.給料表の見直し(8級制から6級制とし、平均4.8%引下げ)	1.平成17年12月1日 2.平成18年4月1日
諸手当の改正	扶養手当 配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引下げ (13,500円 13,000円)	平成17年12月1日
	勤勉手当 勤勉手当の引上げ0.05月分(0.7月 0.75月)	平成17年12月1日

職員の勤務時間その他勤務条件に関すること

1 勤務時間 (平成18年4月1日現在)

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	45分 (12時15分～13時)
休息時間	計30分 12時～12時15分 15時～15時15分
週休日	土曜日、日曜日
1週間の正規の勤務時間	40時間

(注) 休息時間は正規の勤務時間に含まれ、休憩時間は含まれません。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇 (平成18年4月1日現在)

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年20日	有給	
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90日	有給	
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等	骨髄液を提供するため、検査や入院する場合	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇	結婚する場合	7日以内	有給
	産前休暇	8週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
	育児時間	生後2年に達しない子に授乳等を行う場合	1日2回30分又は1日1回1時間以内	有給
	子の看護のための休暇(1)	中学校就学前の子を養育する職員が、その子の看護をする場合	一の年において5日以内	有給
	子の看護のための休暇(2)	職員の妻が出産した場合で当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	出産予定日の8週間前から出産後8週間後までの間に5日以内	有給
	出産補助休暇	職員の妻が出産した場合	出産日から1月以内に2日	有給
	忌引休暇	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じて1日から7日	有給
	祭祀休暇	職員の配偶者、父母、子及び配偶者の父母の祭祀	1日	有給
	夏季休暇	盆等の諸行事や心身の健康保持又は家庭生活の充実のため	7月から9月までの間に3日以内	有給
	災害等による休暇(1)	地震、水害、火災、その他の災害により職員の住宅が滅失又は損壊した場合	7日以内	有給
	災害等による休暇(2)	地震、水害、火災、その他の災害により出勤できない場合	必要と認められる期間	有給
	災害等による休暇(3)	地震、水害、火災、その他の災害により通勤途上の危険を回避するため勤務できない場合	必要と認められる期間	有給
	保健休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
妊婦健康保持	妊娠中の職員が、交通機関の混雑により母体保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内	有給	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な場合	1生理期間内で2日以内	有給	
リフレッシュ休暇	心身のリフレッシュを図る	必要と認められる期間	有給	
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給	
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する場合	1暦年に30日以内	無給	

## ( 2 ) 育児休業制度

(平成18年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間	給料
育児休業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	3歳に満たない子を養育する職員	正規の勤務時間の始め又は終りに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

## 職員の分限及び懲戒処分に関すること

- 1 分限処分の状況（平成17年10月11日～平成18年3月31日）

該当がありませんでした。

- 2 懲戒処分の状況（平成17年10月11日～平成18年3月31日）

該当がありませんでした。



## 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

(平成17年10月11日～平成18年3月31日)

内 容	件 数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	なし
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	なし
報酬を得て事業または事務に従事することの許可	7件

消防団4件、工業統計調査1件、農業構造動態調査1件、農業災害補償法に基づく地元地区の共済部長1件で、事務に従事する期間は正規の勤務時間外とする。

## 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

### 1 職員の研修

(平成17年10月11日～平成18年3月31日)

区 分		研修場所等	対象者	人数(人)
一般研修	主査研修	香川県自治研修所	昇任・昇格者等	4
専門研修	自治体法務専門講座等	香川県自治研修所	担当職員等	3
派遣研修	電子自治体構築の情報技術	市町村アカデミー	担当職員	1

### 2 勤務成績の評定

#### 役職別評価要素

(平成18年4月1日)

評価区分・要素		役職区分					
		部長職	課長職	補佐職	係長職	一般職	技能労務職
業績評価	目標管理						
	職務遂行実績						
	仕事の質量						
	信頼性・正確性						
	効率性・迅速性						
職務能力評価	指導・育成力						
	管理・統率力						
	判断・実行力						
	折衝・調整力						
	政策形成力						
	知識						
	情報の収集・分析						
	知識・技術						
	指導力						
	判断力						
	折衝力						
	企画力						
	創意工夫						
	表現力						
熟練性							
姿勢・態度評価	責任感						
	コスト意識						
	積極性						
	協調性						
	服務規律						
	応接態度						
	勤勉さ						

## 職員の福祉及び利益保護に関すること

### 1 福利厚生制度

#### (1) 各種健康診断の実施状況

(平成17年度)

区分	対象者	受診者数(人)	備考
短期人間ドック	年齢35歳以上の職員	348	身体測定・血液一般・肝機能・尿一般・胸部X線・胃部X線・腹部エコー・婦人科検診等
頭部人間ドック	〃	9	頭部MRI・身体測定・血液一般・肝機能・尿一般等
定期健康診断	上記以外の職員	158	身体測定・血液検査・心電図・胸部X線等
VDT健診	VDT作業従事職員	43	視力検査・屈折検査・ピンチカ・タッピング等

#### (2) 共済制度

組合員数等

(平成17年度末現在)

区分	組合員数(人)	被扶養者数(人)
香川縣市町村職員共済組合	568	607
香川県公立学校職員共済組合	69	12

##### 短期給付

組合員とその家族(被扶養者)の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などに対する給付事業で、次のようなものがあります。

- イ 保健給付(療養給付、出産費、埋葬料、高額療養費等)
- ロ 休業給付(傷病手当金、出産手当金、休業手当金、育児休業手当金等)
- ハ 災害給付(災害見舞金、弔慰金等)

##### 長期給付

組合員の退職後の年金や障害・遺族年金を給付する事業です。

##### 福祉事業

組合員とその家族(被扶養者)の福祉の増進に資する事業で、次のようなものがあります。

- イ 保険事業(人間ドック等の健康保持及び増進事業)
- ロ 貯金事業(組合員の貯金を受け入れ、効率的運用を図る)
- ハ 貸付事業(普通貸付・住宅貸付・特別貸付)
- ニ 物資事業(生活物資を低廉な価格で提供)
- ホ 宿泊事業(保養・宿泊施設の運営)

#### (3) 互助会制度

香川縣市町村職員互助会

イ 掛金・負担金

掛金	負担金
500円	1,000円

ロ 主な事業

- ・給付事業（人間ドック助成、結婚祝金、遺児育英資金、育児休業補助金等）
- ・厚生事業（各種保険等）

観音寺市職員互助会

イ 掛金・負担金

掛金	負担金
300円	300円

ロ 主な事業

- ・給付事業（出産祝金、災害見舞金、弔慰金等）
- ・福利厚生事業（各種スポーツ大会、ハイキング等）

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況（平成17年10月11日～平成18年3月31日）

公務災害	通勤災害	合計
3	0	3

3 措置要求・不服申立て

平成17年度は、該当がありませんでした。